

# 白銀小学校 いじめ防止基本方針



令和6年4月1日改定  
佐倉市立白銀小学校

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

「佐倉市いじめ防止基本方針」には下記のように記載されています。

子供にはいじめを生まない土壌づくりとして、道徳性をさらに高める教育が求められます。子供たち一人一人が、伝統として受け継がれてきた道徳的価値に気づき、日常生活の中で自己の信念に基づいて行動できるよう、道徳科の時間を要として、学校教育活動全体で真摯に取り組む体制づくりが必要です。そして、日常的な指導と体験的な学習等により、子供一人一人が「いじめを許さない」態度と「いじめを見逃さない」勇気を発揮することができるよう、教職員をはじめとした周囲の大人が指導と支援をしていく必要があります。そのためには、校長の強いリーダーシップの下、学校の教職員が一体となっていじめの根絶に取り組む姿勢を家庭や地域に発信していかなければなりません。

本校の学校教育目標は「自ら学び、人間性豊かで、たくましく生きる子どもの育成」です。「自ら学び」とは、学力を身に付けるだけでなく、様々な事象に対して謙虚な心で本質を捉え、新たな課題に向かって解決しようとする主体的に学ぶ姿を指し、学びの中の様々な活動や体験を通して、人に優しく、かきこい児童の育成に向けて取り組んでいきます。そしてすべての児童が安全で安心した学校生活を送ることができるように、全教職員で共通理解し、共同歩調を取ります。また、早期発見を心がけ、正確で丁寧に対応し、虚偽や隠蔽の説明を行うことなく、いじめ防止に努めていきます。いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法(第二条)より

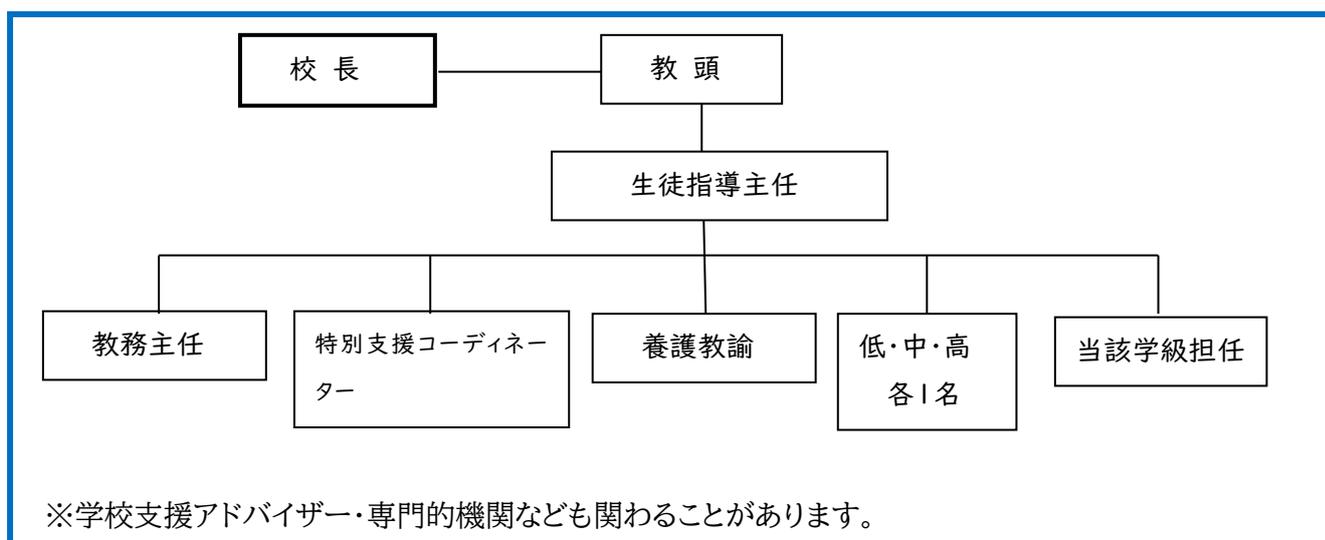
### 3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。「暴力を伴ういじめ」は「発見されやすい」ものが多く、学校が把握していながら対応が遅れたり、毅然とした対応がされなかったり、適切な対策が採れなかったりすることで問題が長期化することがあります。

「暴力を伴わないいじめ」は「発見されにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。また、人間関係上に発見しても、丁寧な分析と適切な指導ができなければ、問題が長期化し深刻な事態を招くことがあります。

### 4. 学校いじめ対策の組織

#### いじめ対策会議の組織



#### ①【いじめ対策会議】 定期開催 年3回

- 対象…校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭  
低・中・高担任各1名・当該学級担任・学校支援アドバイザー・専門的機関
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織 ・具体的な指導方針の提案
- ・具体的な年間計画などの作成、見直し ・いじめ相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるのかの確認

#### ②【生徒指導会議】 隔週開催

- 対象…全職員
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共通理解
- 【生徒指導プロジェクト会議】 隔週開催
- 対象…校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学級担任・養護教諭・特別支援コーディネーター  
→低・中・高担任各1名
- (※状況に応じて 学校支援アドバイザー・スクールカウンセラー)

- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共通理解
- ・今月の目標の達成状況の確認
- ・いじめ相談窓口としての役割
- ・学校いじめ防止基本方針の具体的な指導方針の見直し

③【いじめに関わる情報があったときの緊急会議】 いじめ情報(重大案件)があった場合に招集

○対象…校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導副主任・養護教諭・関係学級担任

学校支援アドバイザーや専門的機関(状況に応じて)等

※急務の際は、校長、教頭、生徒指導主任を中心とする。

- ・情報の収集と記録
- ・具体的な対応策と情報の共有

## 5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

### (1)教職員の資質向上について

児童の指導にあたる教職員の資質を高めるための方策を練り、研修を積極的に行い、職員間の連携を深めることができるようにします。

- |                  |   |
|------------------|---|
| <p>①研修の充実</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・態様を見逃さない目、いじめに対して敏感な心をもつことができる。</li> <li>・人権意識を高める。</li> <li>・子どもの言葉に耳を傾ける力を高める。</li> <li>・子どもへの適切な指導ができる。</li> </ul> |
| <p>②報・連・相の徹底</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期対応を心がける。</li> <li>・自分の固定概念にしばられず「自分がよいと思ったことが本当によいか」という客観性をもつことができるように連携を図る。</li> </ul>                             |

### (2)授業について

生徒指導の4つの機能を生かした授業実践を目指します。具体的には教職員と全児童との「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」をもたせる場面や、「自己決定」の場面を与えることができるように努めます。そして全児童が互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような環境作りに努め「安心・安全な風土の醸成」を目指します。

### ①授業の受け方をしっかりと指導

- ・教室は間違えても良いところである。
- ・最後まで話を聞くことができるようにする。

### ②児童の活動を尊重

- ・お互いに認め合う態度育成する。
- ・一人一人の意見を尊重して進む授業を実践する。
- ・児童が相互に称賛できる場を設定する。

### ③児童の主体性を尊重

- ・日常的な活動の中や行事では、児童が主体となって活動できるような支援を行う。

### ④豊かな人間関係づくりに係る学級活動

- ・学級活動の中で、子どもたちの人間関係作りを向上させる授業展開を行う。
- ・いじめのリーフレットを活用して、いじめを生まない人間関係作りを学ぶ機会を設ける。

## (3)道徳教育について

人権教育を核に、全校で善悪の判断や生命尊重を題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を育て、人権意識の高揚が図れる授業実践を目指します。また、思いやりや生命尊重の心を大切にする指導の充実に努めます。

### ①授業において

- ・自分の良さに気付くことができる授業にする。
- ・友達の良さを発見し、違いを認め合える授業にする。
- ・ロールプレイング等を用いて、自分を見つめる授業にする。
- ・考え、議論することを意識した授業にする。

### ② いじめ防止 人権週間

- ・9月の全校集会では、「佐倉市いじめ防止子どもサミット」で議論した内容を、代表児童が全校に伝え、命の尊さについて考え学ぶ場を設定する。
- ・人権標語を全児童が書き、校内に掲示することで、全校で人権を守ろうという意識の高揚を図る。
- ・人権週間を設け、全校が同じテーマで考え学ぶ場の設定をする。

### ③いじめ関連を題材として

- 1年・・・「なんていったのかな?」・「はしのうえのおおかみ」・「ダメ!」・「なかなおり」  
「いっしょにあそぼう」
- 2年・・・「つよいこころ」・「みほちゃんとなりのせきのますだくん」・「ごみすて」  
「ぼくたちのハッピーエール」
- 3年・・・「ひと言の勇氣」・「悪いのはわたしじゃない」・「貝がら」・「仲間だから」  
「なんと伝えて伝える?」・「ドッジボール大会」
- 4年・・・「ほっとけないよ」・「プロレスごっこ」
- 5年・・・「SNS いじめ」・「言葉のおくりもの」・「位置について!」  
「わたしとあなたの『ふつう』はちがう」
- 6年・・・「友達だからこそ」・「そこにぼくはいた」・「みんなが幸せに暮らせる社会へ」  
「雨上がりの朝に」「ひきょうだよ」

#### ④生命尊重を題材として (D-19) 生命の尊さ

- 1年…「ハムスターの赤ちゃん」・「いのちのはじまり」
- 2年…「やっとなえたね」
- 3年…「つなみでんこ」・「ヒキガエルとロバ」・「光祐くんのあさがお」
- 4年…「おばあちゃんとの思い出」・「いのち～精いっぱい生きる～」
- 5年…「希」・「稲村の火」
- 6年…「その思いを受け継いで」・「あかはなそえじ」

#### (4)教育相談体制

教育相談により、困った時にはすぐにいろいろな先生に相談できるような環境を整え、児童の様子や変化が気になったらすぐに声をかけることができますようにします。年度初めや、長期休業明け等には「SOS の出し方教育」を実施し、児童理解に努めます。

##### 【学校支援アドバイザー】

定期的に学校、学級を巡回し、児童の様子を把握するとともに、直接相談に応じます。

##### 【せんせいあのねポスト】

各学級や学校だより等で、啓発を図り、誰にでも相談できる場があることを周知します。養護教諭が確認し、入っていたら相談したい先生と連絡を取り、相談できる体制を整えます。

##### 【教育相談月間】

- 教育相談担当者を中心に、年3回(6・10・2月)担任が学級の全児童を対象に実施します。場合によっては、担任以外が面談を行うこともあります。
- 児童からの希望があるときは、いつでも面談ができる体制を整えます。
- 教育相談担当者が実施報告を回収し、生徒指導主任と情報を共有しながら、気になる児童について全体で周知を図り、全職員が共通理解の元対応できる体制を整えます。
- 相談内容は記録し、児童の指導や支援に役立てます。また、記録したものは各学年の生徒指導ファイルに保管し、校内職員で情報を共有すると共に、次年度の担任へ引き継ぐことができますようにします。
- 教育相談の中で、全体で共通理解が必要な場合は、速やかに管理職に報告・相談し、学年や全体で共通理解を図ります。

##### 【外部機関との連携】

必要に応じて、教頭が連絡をとり、相談体制を整えます。

～外部機関～

- ・学校支援アドバイザー (校内)
- ・佐倉市教育センター (佐倉東小学校隣接)
- ・スクールカウンセラー(校内・校外)

## (5) アンケートの実施

毎月1度いじめに関すること、学校生活に関することについてのアンケートを行います。教師に直接訴えることを不安に感じる児童の気持ちに気付ける機会を増やします。アンケートの結果を生徒指導に活かすことができるように方策を練ります。また、長期休業明けなどは内容項目を変えて実施することで、児童を多様な視点から捉え、何か起きたときにはすぐに対応できるように実践します。

(6) 体験学習の充実体験活動では、それぞれの役割を自覚し、お互いの意見を尊重し、お互いのよさを発見しながら協力し合う姿勢を育てることができる内容を検討し、実践できるように努めます。また、学習を通して達成感や感動する心、人間関係を深めることができる活動になるようにします。

### 【各学年の主な内容】

#### 1年 「校外学習」「昔の遊び」など

校外学習を通して、友達と仲良くし、助け合う気持ちを育てる。また、思いやりの心を育て、感謝の気持ちや、あいさつの大切さなどを始め、交流の基本を学ぶことができるようにする。

#### 2年 「校外学習」「学校案内」「ざりがに」など

上学年として、役割や態度について考え、友達と協力し合って、取り組む気持ちを育てる。また活動を通して、身近で支えてくれている人に感謝の気持ちをもつ心を育てる。

#### 3年 「校外学習」「御奉射体験」など

校外学習や社会・総合的な学習などの調べ学習をグループ活動として行うことで、友達と協力して活動する楽しさを味わわせる。地域の行事に参加することで、地域の一員である自覚をもつ心を育てる。

#### 4年 「校外学習」「里山の季節と生き物の観察」など

校外学習や社会・総合的な学習などの調べ学習をグループ活動として行うことで、友達と協力して活動する楽しさを味わわせる。また、地域の自然や歴史にふれることで、自然の美しさや佐倉のよさについて学ぶことができる。

#### 5年 「宿泊学習」「校外学習」など

自然教室を通して、自然と触れ合う体験や、仲間との体験活動を通して、思いやりの心を育てる。また、校外学習を通して、友達と協力し合い、活動することの充実感をもたせる。

#### 6年 「修学旅行」「校外学習」など

修学旅行を通して、協力し合い、お互いを認め合う力を育てていく。また、活動計画を自分たちで作りに上げることや、異学年交流を通して、学校のリーダーである自覚をもち、自主・自立の力を育てる。

## (7) 児童会活動を中心とした取り組み

未然に防止する上で必要な事の一つに、「児童相互にいじめは絶対にいけないという意識をもつことができる」ようにする取り組みがあります。白銀小学校では、運営委員会を中心にいじめ防止を訴えたり、思いやりについて考えたりする自治的な活動に取り組めるように計画・支援します。

### ① いじめ・人権に関わる活動

・「佐倉市いじめ防止子どもサミット」へ参加した児童の報告を受けて、各学級で命の尊さについての理解を深めます。

・人権週間には、人権について児童全体で学んだ後、標語をつくり校内に掲示します。また、人権集会を設け人権についての理解を深めます。

## ② ありがとうの会

・運営委員会児童を中心に、地域の方々へ感謝の気持ちを伝える会を行います。

## (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

近年の急速なインターネットの普及に伴い、高学年になるとパソコンやスマートフォン等の所持率が上がっています。家に居ながらも、簡単に外部の人との接触ができる便利な反面、児童が危険なことに巻き込まれる事件がなども起こっています。

白銀小学校では、情報機器の持つ危険性やその正しい使い方を全児童に知らせ、問題の解決にあたります。また、悪質な内容と判断した場合は、警察や関係機関と連携し、問題の解決にあたります。

## ① 児童の実態調査

・養護教諭が中心となり、アンケートを実施し、学級担任は児童のどの程度が携帯端末等を所持しているか、どれくらいインターネットを利用しているかをアンケート等で調査し、状況の把握をします。  
(スマートフォン・パソコン・タブレット端末・ゲーム機器等含む)

## ② インターネット活用の教職員研修

・ネチケットをはじめインターネットリスクを正しく指導する教職員研修を行います。

## ③ ICTによるネチケット指導

・情報教育講師と協力したり、外部講師を招いたりして、情報モラルについての授業を行います。  
・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。

## (9) 保護者・地域との連携・啓発活動

いじめを防止し、早期に対応するためには、はじめに述べたとおり、「児童を取り囲む大人一人一人」の力が必要になります。学校としての認識や、学校での活動・対応方針を本校保護者だけではなく、地域の方にも周知し、協力と情報提供の依頼を行うことが必要になります。

白銀小学校は、PTAの他に地域の方々もたくさん関わっています。コミュニティースクールである、本校の特色を活かし、地域の力を有効に使って連携を図ります。

## ① 学校運営委員会(コミュニティースクール)

・学校、家庭や地域とが連携した組織(本校では「学校運営委員会」と称します。下部組織として活動内容により「地域教育計画・学校評価・学校開放・学校環境整備」の4委員会があります)を設け、それぞれが相応の役割を担い学校を核として児童のために関わり、活動していく学校です。

本校のいじめに対する基本方針を周知し、地域で児童を見守っていただく立場からの協力を仰ぎます。

## ②各種たよりの活用

・学校だよりは保護者のみならず、地域への回覧等を通して、学区内のすべての家庭で見てもらいます。いじめ防止のための取組や、児童の教育活動の様子を分かりやすく伝え周知を図ります。

## ③ホームページ

- ・学校ホームページに「いじめ防止基本方針」を載せ周知します。
- ・写真等の掲載については個人情報を守られるように十分に配慮します。
- ・学校だより同様、いじめに対しての学校での取組や活動を掲載し、啓発を図ります。

## ④保護者会等

以下の機会を有効に使い、校長講話や文書等で分かりやすくして啓発を図ります。

○4月・3月の保護者懇談会     ○個人面談7月・12月     ○教育ミニ集会

## (10)その他

未然防止策については、随時追記・変更を行い、未然防止をするために必要な内容について常に見直し、考えながら教育活動に取り組めるようにします。

## 6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していきます。

### (1)早期に発見するために、いじめの情報に敏感な対応

児童からの訴えや報告がないまま「実はいじめられていて」と深刻化することが多くあります。日常の教育活動において、以下のような点に気を付けることで、早期発見できるようにします。

- ・児童が報告・相談しやすい雰囲気のある人間関係づくりに取り組む。
- ・アンケートや教育相談の効果的な活用。
- ・授業形態を工夫し、担任以外の様々な先生とかかわる場を多くする。
- ・児童から出されるサインを見逃さないためにも、職員で情報共有を図る。  
(遅刻・忘れ物・トイレ・口数・笑顔・友達関係の変化・健康観察での様子など)

- ・保護者との信頼関係づくり。
- ・休み時間や授業外の時間の人間関係や活動内容を把握。
- ・身体計測の結果から児童の体の変化(体重や身体的な様子)を把握する。
- ・給食時には食べる量の変化や食べ方などに気を配る。
- ・毎週に行われる、生徒指導会議や生徒指導推進委員会で職員間の情報共有を行う。

## (2)正確な事実確認

- ①情報を確認したら、まずは当該学年主任や生徒指導主任などが連携し、複数の職員で組織的に対応します。
- ②まず、当該児童・かかわりのある児童・すべての教職員から情報提供を受け、事実関係の把握に努める。その際、必ず時系列で詳しく整理して記録を取ります。
- ③確認されたことを基に、生徒指導緊急会議を開き、事実を確定します。

## (3)指導方針を決定

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

## (4)適切な関係児童・保護者への対応

### ①いじめを受けた児童、保護者への支援

◎事実関係を確実に伝える。

- ・連絡帳や電話ではなく、事実確認で把握した状況を直接会って、ていねいに説明します。
- ・今後の指導方針についても、わかりやすく説明し、協力を依頼します。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、佐倉市教育センターなどの専門家に連絡します。

◎いかなる理由があってもいじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、できる限り不安を取り除きます。
- ・担任のみでの指導にならないように協力体制を組み、必ず複数の職員で当該児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童が信頼できる人を見つけ、連携体制をとり、いじめられた児童に寄り添える体制を作ります。
- ・別室指導、保健室登校など、児童を守るためにできる手段すべてを講じます。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

### ②いじめを行った児童・保護者への指導・助言

◎児童には、行った行為について毅然とした態度で指導します。

- ・行為を振り返らせ、問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷付け、人権を侵害し、生命・身体の安全を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめはどのような理由であっても許されないということを理解させます。
- ・児童相互・保護者間で謝罪の場をもち、相互に相手の気持ちを理解できるまで話し合い、今後のよりよい人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みない、繰り返し行うなどの場合には、出席停止・警察との連携も視野に入れ毅然とした対応をします。

◎いじめを行った背景についてじっくりと聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、佐倉市教育センターの相談室などの専門家に連絡し、指導にあたります。
- ・被害児童の辛さ・悔しさ・不安に気付かせ、加害者である自覚をもたせます。
- ・常に被害者の気持ちを最大限に考慮した指導・支援をします。
- ・いじめに至ってしまった心情・グループであればその中での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方についてじっくりと考えさせます。

◎保護者に対しては、いじめてしまった児童の健全な発達のための協力をお願いします。

- ・事実関係を把握したら速やかに連絡を取り、加害児童と同席で事実の確認をします。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得てから、学校と保護者で連携して以後の対応を行います。
- ・いじめた児童が抱える問題や背景に目を向け、当該児童の安全・安心・健全な人格の発達に配慮します。
- ・課題に向き合うだけでなく、児童のよい点に目を向けさせ、それを認め伸ばす支援を行います。
- ・児童が自分の問題として向き合えない場合には、必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝えます。

### ③加害・被害以外の児童への指導

いじめを「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする児童や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」となっている児童が存在した場合については、そのような言動もいじめを助長することになることを、毅然とした態度で指導します。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。行った行為を振り返らせ、自らの言動の反省点を理解させます。
- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者を助長する存在であることの自覚を持たせます。
- ・同じことを繰り返さないようにするためにどうすればよいかを、十分に考えさせます。

### ④いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

◎躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高

いと判断した場合は、直ちに警察及び児童相談所に通報します。

・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

#### (5)継続的な見守り、指導、助言活動を行います

表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝えたり、家庭での変容について聞いたりして、継続的な支援をします。(被害者、加害者とも)

・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

#### (6)いじめに対する措置

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通します。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとします。

#### 【いじめが「解消した」と判断する要件】

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

##### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続していきます。支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処案を策定し確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎません。「解消している」状

態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員一同で、日常的に注意深く観察していきます。

## 7. 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」です。  
(いじめ防止基本法第28条第1号、第2号)

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 不登校重大事態が発生した場合(相当期間30日)

を想定しています。

### (1) 事実関係を明確にするための調査

○学校内及び教育委員会への報告・連絡

a.【校 内】発見者 →当該学級担任 →学年主任 →生徒指導主任 →教頭 →校長

b.【校 外】校 長 →佐倉市教育委員会 指導課(043-484-6185)

→佐倉市教育委員会 教育長 →佐倉市長 →千葉県知事

c.【関係機関】校 長 →佐倉警察署(043-484-0110)・児童相談所

・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。

・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。また、直ちに警察に通報し援助を求めることもあります。

・いじめ行為について、客観的な事実関係を可能な限り明確にするために調査します。

・一報後は生徒指導主任を中心に文書を作成し、あらためて管理職、教育委員会に報告します。

「いつ頃から・誰から・どのような態様で・背景事情や人間関係の問題・対応」

・被害者や、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先とします。

### (2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

・調査の結果については、ていねいに説明します。

・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

## 8. 公表・点検・評価について

このいじめ防止基本方針は、策定してそのままにするのではなく、広く周知し、点検・評価を行った上で年度ごとに現状に合わせた形に更新し徹底を図ることが必要となります。白銀小学校では以下

のように進めます。

- ①学校ホームページに掲載し、本校の取組を広く地域・保護者に周知します。
- ②年度末の生徒指導推進委員会において、内容の点検を行います。
- ③年1回の学校評価から、基本方針にのっとった指導・支援ができていたかを評価します。また、その評価を基に点検し、内容の改善を図ります。
- ④内容に変更があった場合には、速やかにホームページ上に掲載します。

○学校におけるいじめの相談、通報窓口

佐倉市立白銀小学校(教頭) TEL043-483-4611

○学校以外でのいじめの相談、通報窓口

佐倉市教育委員会指導課 TEL043-484-6185

北総教育相談室(北総教育事務所) TEL043-486-6019

千葉県子どもと親のサポートセンター TEL043-207-6028